

ソーシャルワーク実践における有用な 実践モデルの構築

—事例研究による仮説「『揺らぎ』に基づく合意形成」の効果検証—

久保田 純

1. はじめに

ソーシャルワークの実践現場において、日々ソーシャルワーカーは様々な生活課題を抱えるクライアントと出会い、ソーシャルワークを実践している。その中でソーシャルワーカーは、「人間：環境：時間：空間の交互作用」（佐藤 2001）に着目し、ソーシャルワーク理論に裏付けされた価値・倫理・技術・知識などを用いながら、クライアントとともに生活課題の解決に向けた活動を行っている。

ソーシャルワーク実践の裏づけとなるソーシャルワーク理論においては、1970年代からシステム理論が導入され、さらに生態学理論も取り入れることで、クライアントを「生活者」と位置づけ「主体」概念を強調したライフモデルへの転換への道筋が付けられた。さらに1990年代からはポストモダンパラダイムがソーシャルワーク理論にも援用され、ソーシャルワーカー・クライアントともに社会的に構成された存在であり作用しあう関係とする社会構成主義アプローチとして導入された。これらのライフモデルや社会構成主義アプローチは利用者を中心にする「利用者主体」を中心概念とした実践理論と言うことができ、現代社会におけるソーシャルワーク実践の中では「利用者主体」は最も重要な目指すべき方向性の一つとなっている。

このように現代のソーシャルワークにおいて「利用者主体」が目指すべき方向性になっている一方で、ミクロレベルでのソーシャルワークの実践現場においては、岡田 (2011) や岩間 (2008) が述べているように明らかに専門的支援が必要であるにもかかわらず支援者との間に安定的な人間関係を築くことができないといったような「支援困難事例」が数多く存在し、さらには近年複雑で絡み合った多くの課題を抱えている「多問題家族」も

増加しており、どのように「利用者主体」に向けた支援を行えばいいのかわからないという現場のソーシャルワーカーの声も多い。さらにソーシャルワーカーは、クライアントを取り巻く様々な複雑で不規則な相互作用におけるソーシャルワーク実践の中で、その場・その時・その環境・その文脈における瞬時の判断としてアセスメント、プランニング、インターベンション、エバリエーションなどを複合的に起こっている。この瞬時の複合的な判断は、単独の理論や概念を単純に当てはめることが困難であり、ソーシャルワーカーの「利用者主体」に向けた実践の専門職判断の根拠となるものが不確実性を伴う。

筆者はこれまでこのような「支援困難事例」に対して「利用者主体」を実現する、有用なソーシャルワークの実践モデルについて検証をしてきた。具体的にはソーシャルワーカーへのインタビュー調査から「実践知」を抽出し(久保田 2017)、その「実践知」とソーシャルワーク理論との関連を明らかにして(久保田 2014)、さらにその「実践知」に関する事例研究を重ねること(久保田 2013、久保田・村松・國吉ほか 2011)で、ソーシャルワーク実践における有用な実践モデルの仮説として『『揺らぎ』に基づく合意形成』を生成してきた。

本研究では、ソーシャルワーク実践において「利用者主体」を実現するための実践モデルの仮説である『『揺らぎ』に基づく合意形成』に関して、事例研究を用いてその効果を明らかにすることで、有用性を確認していくことを目的とする。

2. 研究方法

2.1 仮説：『『揺らぎ』に基づく合意形成』

これまで筆者が仮説として精緻をしてきたソーシャルワーク実践モデル『『揺らぎ』に基づく合意形成』とは、ソーシャルワーカーがクライアントとともに生活課題の解決に向けて協議し検討していく場において、当事者支援システムでの合意形成を目指す上で、当事者支援システム内の差異を理解し媒介する過程で固定的な視座は排除し、意図的に専門職として「揺らぎ」を持ちながら合意形成における「創発」を誘発する視座である。

さらにこの『『揺らぎ』に基づく合意形成』においては、

- (1) ソーシャルワーカーが当事者支援システムの妥当な動態的境界の認識と共有をおこなうこと

- (2) ソーシャルワーカーが当事者支援システム内の意味世界の取り込みを適切な時期に丁寧かつ詳細におこなうこと
 - (2) ソーシャルワーカーが当事者支援システム内の意味世界とその差異を共有できるように媒介をおこないながら、その交互作用を促進・把握をすること
 - (4) ソーシャルワーカーが固定的な視座を持たない中で「創発」を誘発し、その後も流動的な関係性を維持すること
- という4つの要素があることが明らかとなっている。(久保田 2013)

2.2 仮説検証型の事例研究の方法

本研究では実践モデルの仮説：『揺らぎ』に基づく合意形成」を、単一事例による事例研究による効果検証を行うことで、仮説の有用性を立証していくことを目的とする。

その手続きとして、Yin (1994) の事例研究のリサーチ設計を参照とした。Yinはリサーチ設計において、「①研究問題②あるとすれば、その命題③その分析単位④データを命題に結びつける論理⑤発見物の解釈基準」(Yin = 1996 : 29) が必要であるとしている。

まず本研究の①研究問題②研究命題に関しては、これまで前節で述べたとおりである。③分析単位は、本研究の場合ソーシャルワーク実践自体が研究対象であるため、限定はなく支援という目的に応じて相互変容する「当事者支援システム」(新保 2014 : 13) を分析単位とした。④データを命題に結びつける論理については、本研究が仮説を検証するための研究であることを考慮し、分析手法のうち「経験に基づくパターンを予測されたパターンと比較する」(Yin = 1996 : 142) とされる「パターン適合」(Yin = 1996 : 142) を採用する。⑤発見物の解釈基準については、現場のソーシャルワーカーが感覚として取り入れられるかどうかを解釈基準とすることとし、取り上げる事例に関して本研究の前に複数の研究者・ソーシャルワーカーとの検討を経ることで、事例の解釈を共有することで妥当性に努めた。またその質の判断基準として「構成概念妥当性」(Yin = 1996 : 46) があるとされる。「構成概念妥当性」においては「複数の証拠源の利用」「証拠の連鎖の確立」「主要な情報提供者によるレビュー」(Yin = 1996 : 48) が必要とされるため、本研究の事例については筆者自らが実践した自験例を採用することとし、証拠は「直接観察」及び「ケース記録」とし複

数採用した。また分析内容をクライアント及び関係者にも開示し意見をもらうことで、構成概念妥当性に努めた。

さらに事例のサンプリングについては、「(事例研究においては) サンプリングの論理ではなく追試の論理に従うべき」(Yin = 1996 : 70) とされており、本研究では仮説を検証する目的で事例研究を行うため、「明示的に予測された同じ結果 (事実の追試)」(Yin = 1996 : 70) が想定される事例として、ソーシャルワーク実践においてソーシャルワーカー・クライアント・関係機関がよりよい合意形成ができたと評価した事例を抽出することとする。

具体的な事例の記述に関しては、記述方法を提示した「研究資料としての事例を作成する手続き」(根本 2000 : 16) に基づき事例の記述を行った。その上で、仮説：『揺らぎ』に基づく合意形成の「パターン適合」を明らかにするため、介入前後の変化を検討するシングル・システム・デザイン (平山ら 2002) を参考にし、具体的には介入前と約3ヶ月後の具体的な変化についてクライアント及び家族に聞き取りを行いながら、仮説：『『揺らぎ』に基づく合意形成』が、『利用者主体』を包有した『合意形成』を可能とするソーシャルワーク実践に影響を与えたかを検証した。

3. 倫理的配慮

事例は自験例であり、本研究及び研究成果公表について事例対象者である本人及び家族に書面を用いて筆者が個別に説明を行い、その後双方同席の場で署名してもらっている。その後、本研究の内容について本研究作成中に、本研究の意図・概要を説明し、口頭で同意を得ている。記述に際し内容については個人情報保護を目的とし一部修正・加筆をしている。

4. 事例検討

4-1 事例の開始

本事例は筆者が福祉事務所の子ども家庭支援部門のソーシャルワーカーとして支援した事例である。

クライアントは、Aさんと3歳の長男で生活する母子家庭である。長男は保育園在園中。もともと夫であるBさんと婚姻していたが、Bさんは経済的に不安定であり、夫婦喧嘩も絶えずAさんに対して暴力を振るうこともあり、その上Aさん自身の育児不安もあったため、子ども家庭支援セン

ターのソーシャルワーカーは保育園、児童相談所ソーシャルワーカーとともに支援を行ってきた。そのような経過の中、AさんはBさんとの離婚を決意し母子家庭となることを選択する。しかし衝動的に離婚を決意し、家を飛び出し自分の父母宅に移ったものの、今後の生活設計はできていないままの離婚となった。そのため子ども家庭支援センターのソーシャルワーカーは改めて児童相談所とともに、Aさん・長男の母子家庭に対して今後の安定した生活を目指し支援を行った。

4-2 経過

AさんはBさんと喧嘩となり、これまでの不信感もあり離婚届を衝動的に提出し、父母宅に長男とともに身を寄せた。Aさんよりこの報告を受けたソーシャルワーカーは、児童相談所ソーシャルワーカーとともにAさんの両親宅を訪問し、今後のAさん・長男の生活の安定に向けて支援を行うことをAさん・Aさんの両親に伝える。この時点でAさんは「もうBさんとは復縁しない」という強い気持ちがあったものの、具体的にどのような生活していくかという計画は立っておらず、今後も定期的に話し合いを持ちながら検討していくこととなる。

一方でBさんは、Aさんに離婚届を提出されたこと自体を納得していない様子があり、Aさん・長男がAさんの両親宅に転出して以降、Aさんに対して「離婚は認めない」などの頻繁な連絡を行う。AさんはBさんから連絡は無視するが、Aさんは一向に収まらないBさんの行動に対して、とりあえず話しをするようにすれば落ち着くのではという思いから、「復縁はしない」という思いは持ちつつ徐々にBさんから電話連絡に対して応答するようになる。その結果行動は一旦おさまるが、一方でAさんの両親はAさんのそのような対応を快く思わず、「早く家を出て自立するように」と迫るようになる。

そのような状況の中、Aさん・Bさん・長男で会い、その場で再度AさんとBさんが口論となり、Bさんが長男を連れ去るということが起きる。連絡を受けたAさんの両親、ソーシャルワーカーがBさんを説得し、Aさんの元に長男を戻すことに成功する。

このことをきっかけに、再度AさんはBさんと連絡を断とうとするも、Bさんは関係機関への頻繁な電話をするようになる。また児童相談所はこれ以上長男にBさんからの危険が迫るようであれば、一時保護も検討する

という意向を示される。これらのことで再度Aさんは迷い始め「私がBさんと連絡を取ればみんなに迷惑がかからないのでは…」と言い始め、再度Aさんの両親との関係が悪化し始める。

4-3 意味世界の相互理解の不足と対立

Aさんは「Bさんと復縁しない」という気持ちを持ち続けるものの、その意向は直接伝えられず、Bさんが周囲に行動を見せると「自分が連絡を取ればBさんは落ち着く」といった思考になりがちで、Bさんと不安定な関係性を取り続けていた。また現在のAさんの両親の世話にならないと生活できない状況から逃避をしたい気持ちも一方で持ち合わせていたが、そのこともAさんの両親に伝えられずにいた。その結果として、目の前のことを対処することで精一杯で展望が持てず長男にとっての安定した生活環境を整えられずにいた。

BさんはもともとAさんに暴力をふるっていたこともあり、AさんとBさんが離婚をして以降関係機関は直接の連絡はとらずにいた。ただしその後の行動を見る限り、Aさんとの離婚自体を納得しておらず、何とか復縁したいという強い気持ちを持っていることが想定されたが、この時点ではBさんとの接触をソーシャルワーカーもとっておらず、Bさんの意味世界の詳細な理解は誰もできていなかった。

Aさんの両親はBさんのことを否定的にとらえており、Bさんとの関係を継続しないのであればAさんの支援はするというスタンスを取り続け、Aさんをさらに追い詰める形となっていた。一方でソーシャルワーカーなどは、Aさんを仲介してAさんの両親の意見を聞くことが多く、Aさんの両親の意味世界の理解は不十分であった。

児童相談所ソーシャルワーカーは、長男の安定した養育環境の構築に主眼をおいており、AさんがBさんとの関係をきちんと整理できないことで、長男に危険性が及ぶ可能性が高く、一時保護も含めて検討を始めていた。しかしそれについては、Aさんの拒否感も強く、さらにAさんを混乱させることとなっていた。

ソーシャルワーカーは、AさんとBさんが離婚をし、「Bさんとはやり直さない。長男と生活をしていく」との意向をもとに、Aさんを中心にAさんが自己決定しながら自分の生活を再構築していけるよう意図して支援をしていたが、結果として全ての選択をAさんに委ねてしまい、さらにA

さんの混乱及び長男の不安定な養育環境を生み出していた。

このようにAさん・長男を中心とした当事者支援システム内で様々な意味世界が交錯する中で、個々が話し合いをもっているものの、それぞれの意味世界の共有はできておらず、差異のみが表面化し対立構造が顕著となり、当事者支援システム内においてどのようにAさん親子が安定していた生活をしていくのか合意形成が図られていないと考えられた。

4-4 介入：『揺らぎ』に基づく合意形成』による支援

(1) 動的境界の認識とそれぞれの意味世界のアセスメント

まずソーシャルワーカーは、当事者支援システムの動的境界の認識を意識し、BさんやAさんの両親を当事者支援システムに取り入れることとし、最初にBさんに対してBさんの意向を確認したい旨申し入れる。当初Bさんは話し合いを拒んだが、Bさんを非難したいのではなくBさんの気持ちを聞きたい旨を何度も伝え説得をし、保健師と同席の上面接をおこなった。面接後すぐにBさんは「関係機関がAさんをそそのかし、Bさんとの距離をとるよう促している。」とソーシャルワーカーを含めた関係機関に対する怒りの感情を表出した。その感情を受け入れながら面接を続けていく中で、Bさんから「Aさんと子どものことを考えて今まで頑張ってきたのに、突然離婚を突き付けられどうしていいかわからない。」「ただこれまでの経過や今の自分をみて、Aさんが愛想をつかす気持ちもわかる。」「現状ではAさんが何を考えているかわからないし、今後自分が子どもと会えるのかもわからない。できれば子どもには今後も父親として関わりたい。」などと語られ、その語りの中でBさん自身も気持ちの整理をおこなっていった。

次にAさんの両親ともAさん不在の状況で改めて児童相談所ソーシャルワーカー同席の上面接をおこなった。ソーシャルワーカーより、Aさんについての思いを改めて聞くと、Aさんの父親は「Aは思春期ごろより親の言うことは全く聞かなくなり、高校卒業後すぐにBと交際を始め勝手に結婚してしまった。親から見るとまだまだAは子どもであり、きちんと自分でとった行動に対して責任をとるようになってほしい。ここで親が助けてしまうと、Aは何も成長しない。そのためある程度突き放した言動をしている。」「ただもちろん心配もしている。特にBは何をするかわからない。Aとその子どもが安全な生活を営めるよう最低限のところは手伝うつもり

である。」と話す。Aさんの母親も「基本的には夫と同じ気持ちです。ただ孫は非常にかわいそう。Aの養育態度もまだまだ未熟。生活場所が変わったことで孫は不安定になっているので、現在私たちが丁寧に関わり精神的に落ち着けるよう関わっている。」と初めて自分の気持ちを話す。

これらのBさんおよびAさんの両親との面接を通して、合意形成を妨げる要因として、それぞれの意味世界の理解不足による対立からの共有不足が考えられた。このことから、対立構造を生んでいる要因は以下の3つが考えられた。

①AさんとBさんの合意形成に関わる意味世界の差異

Aさんは「Bさんと婚姻生活は継続できない」という思いはもちつつも、一人で子ども達を養育していくことには不安を感じており、子の父としてのBさんの協力は必要と考えていた。しかしBさんの行動に不安を抱え、そのことは伝えられずにいた。

BさんはAさんへの未練もありつつもAさんとの離婚はやむをえない・子どもの父としての役割は果たしたいとの思いも持ちながら、Aさんの意向がわからず、不安から怒りに変わり感情的に行動をしていた。

②Aさんと父親の合意形成に関わる意味世界の差異

Aさんは父親がいろいろ口を出してくることに快く思っておらず、根底には「いつまでも子ども扱いする」という思いを持っていた。しかし現状として父親に頼らなければ子どもの養育をしていくことはできないという思いもあり、父親に対してアンビバレントな気持ちを抱え、今後どのように両親を頼ればよいのか決められずにいた。

Aさんの父親はAさんがまだ子どもであるという意識が強く、Aさんが自分たちのもとの生活しその責任をとることで成長するのを待つ、という思考になりがちであった。そのためAさんの意向を理解するという必要性をあまり感じていない状況であった。

③Aさんと支援者との合意形成に関わる意味世界の差異

関係機関の中で児童相談所及び保育園は、長男の安定した養育環境の構築を第一に考え、AさんとBさんとAさんの父親でよく話し合い合意形成を形成することが必要であると考えていた。一方でそれができずに長男が長期にわたり不安定な養育環境におかれるのであれば一時保護も検討するという意向を示していた。

一方でAさんは自らがBさんや父親との合意形成をはかることは困難

で、支援者からBさんやAさんの父親に自分の意向を伝え、Aさんの意向を合わせて説得するように期待をしていた。

(2) 「差異の共有」「交互作用の把握」を目指した場の設定

以上の3つの合意形成に関する意味世界の差異とこれまでの経過から、AさんとBさん・Aさんの父親のみの話し合いでは、合意形成をはかることは困難であると判断された。そのため、それぞれの意味世界の表明および差異の共有、交互作用の把握を目的として、Aさん、Bさん、Aさんの両親、ソーシャルワーカー、保健師、児童相談所ソーシャルワーカー、保育園園長全員が参加する話し合いの場を設定した。

話し合いに先立ち、ソーシャルワーカーからこの話し合いそれぞれの意味世界の共有と交互作用の把握が目的であるため、事実と異なることや否定的な意見を持ったとしても否定はせず、それがその人の気持ちであるということといったん受け入れた上で話し合いをするように伝えた。また本日の話し合いで、それぞれが共有できる「合意形成」を目指す、本日決めたことが絶対ではなく今後の状況によって変化していくものであることを確認した。

(3) 「創発」と「流動的關係性」を意図した話し合い

はじめに、ソーシャルワーカーは意味世界の表出を意図し、順番に発言を促した。

まずAさんから、Bさんとの生活には限界を感じておりBさんと復縁するつもりはないこと、Aさんの両親に対してはこれまでの成育歴からアンビバレントな気持ちがあり頼りきれないこと、ただ一人で子どもを育てていくことには不安があり自らも未熟であるためBさん・Aさんの両親と協力をしながら母子家庭として生活していきたいことなどが語られた。

続いてBさんからは、これまでAさんと子ども達のために頑張ってきた面がAさんからの一方的な離婚によりすべてを否定された気持ちであったこと、一方で婚姻生活の限界も感じていること、子どもには愛情を持っていることなどが涙ながらに語られた。また今後子どもの父親としての役割を果たしていきたい気持ちがあったが、Aさんの本心がわからずこのまま関係をすべて絶たれてしまうのではという不安から強硬な行動に出てしまっていたこと、自分でも自分の感情がコントロールできず精神的に不安定であることなどが語られた。

Aさんの父親からはそれぞれこれまでAさん・Bさんともに子どものこ

とは考えず自分勝手な考えしか持っていないと考えていた旨が語られ、そのためAさんに対してもきちんと自分で考えるように厳しく接していた旨伝えられる。しかし本日の話を聞いて、これまでの経緯からBさんを全面的に信頼するわけではないが、Aさん・Bさんともきちんと子ども達のことを中心に考えており、行き過ぎていた面があったとの反省の弁が述べられ、今後はできるだけAさんの意向に沿いながら、長男の養育を手伝っていきたい旨伝えられる。ただBさんに関しては、今後Aさんに関わるのであればBさん自身の生活を安定させること、精神科受診などをして精神的にも安定することなどの条件が提示される。

ソーシャルワーカーは、児童相談所ソーシャルワーカーと協力しながら、これらの意味世界の表明がなされる中、それぞれの意味世界の支持や焦点化・リフレミングなどの面接技法を用い、専門職として「揺らぎ」を意識しながら決定論的な結論を出すのではなく、意味世界の差異の明確化及び共有のみが行われるよう話し合いを進めた。

これらの話し合いを踏まえ、Aさんより①父親とはやはり距離を置きたい。ただ子育ての協力はしてもらいたいのので、両親宅の近隣にアパートを借りて母子で生活したいこと②アパート設定費用は両親に援助してもらいたいが、その後の金銭的な援助はAさんの両親の生活を圧迫してしまうため、児童扶養手当と生活保護を受給してその後就労にむけて活動していきたいこと③Bさんとの関係については、Aさん・Aさんの両親の生活を脅かさないこと・きちんと自分の生活を立て直す・精神科に受診することを条件に、月1回の子どもの面会を継続すること④今後もソーシャルワーカー・児童相談所ソーシャルワーカーには関わりを継続してほしいことなどの今後の生活に関する新たな意向が述べられた。この意向に関して、BさんとAさんの両親も了解し、今後の生活に向けての「合意形成」が図られた。

また今後もこの話し合いを定期的に行い、その都度時間軸によるそれぞれの意味世界の変化を共有しながら、「合意形成」の内容をその都度確認・修正を行っていくことを参加者全員で確認をした。

(4) 話し合い後の変化

話し合い後、Aさんは両親の援助で両親宅の近隣にアパートを借りた。そしてソーシャルワーカーが支援をしながら、児童扶養手当・生活保護の申請・受給及びアパート周辺の保育施設への申し込みを行った。生活保護

ケースワーカーとの連携の中で、Aさんに対する就労支援が行われ、3ヶ月後にパート先が見つかり就労先も確保された。

一方でBさんも仕事も失い経済的基盤が不安定であったため、ソーシャルワーカーの支援により生活保護の申請・受給となり、心療内科での治療が開始された。服薬等により精神的にも徐々に安定をし、治療を行いながら就労訓練を受けることになり職業訓練校への通学が開始された。この経過の中で、月1回子どもとの面会は継続され、AさんやAさんの両親への攻撃的言動は見られなくなった。

話し合いの3ヶ月後、前回の参加者に加えて、新たに通園し始めた保育園園長・AさんとBさんそれぞれを担当する生活保護ケースワーカー2名も加えて話し合いが行われ、上記の状況に加えて子ども達が新しい保育園にもなれたことや適宜Aさんの両親がAさん宅を訪れ養育の補助をしており、物理的な距離ができたことでAさんとAさんの両親の関係も良好であることなどの報告が行われ、前回の「合意形成」が良好なものであったことが参加者全員で確認された。

5. 合意形成前後の比較

以上の経過から『『揺らぎ』に基づく合意形成』による「合意形成」前後を、『『利用者主体』を包有した『合意形成』』という視点から比較する。

まず『『揺らぎ』に基づく合意形成』前は、Aさんは漠然とした気持ちだけを持ち、かつそれをどのようにBさんやAさんの両親に伝えてよいかわからず、その場その場での対応のみが中心となり、BさんやAさんの両親、また自分の今後の生活と向き合えない状況であった。一方でBさんはAさんから強引に離婚をさせられたという気持ちと、その後Aさんがどのように考えているかがわからず、不安と怒りが入り混じり精神的にも不安定となり、突発的な行動に出ることを繰り返していた。Aさんの父親は、Aさんの親としてAさんを守ろうとする一方で、AさんとBさんが非常に未熟で身勝手なことばかりをしているという思いから、AさんやBさんの気持ちを聞く姿勢を持たずにいた。このようにAさん・Bさん・Aさんの両親の間で良好な「合意形成」が行えない状況の中で、児童相談所ソーシャルワーカーはAさんが長男の安定した養育環境を築けないことから、Aさんの養育能力への危惧を持っていた。またソーシャルワーカーはAさんをクライアントとしてAさん中心に面接を行い、Aさんの自己決定を促

していたがそれがさらにAさんの負担となっていた。この時点でそれぞれの意味世界の交錯、またそのことによる対立構造が顕著となり、合意形成は図られない状況であったと考えられる。このため、Aさん・長男の安定した今後への生活に向けての体制は整わず、逆に対立構造の先鋭化によりAさん家族の解体の危険性も高まっていた。

しかしソーシャルワーカーが『『揺らぎ』に基づく合意形成』を意識した話し合いにより、Aさんは自分の意味世界をBさんやAさんの両親に伝えることが可能となり、またBさんやAさんの両親がAさんや長男に対してどのような思いを抱いているのかを気づくことができた。Bさんも、Aさんの気持ちを理解するとともに、自らが持つ意味世界を伝えられたことで不安や怒りも軽減され、落ち着いてAさんや長男との今後の関わりやAさんから期待された自分自身の生活の安定といったことと向き合えるようになった。またAさんの両親も、これまでAさんやBさんを精神的に未熟と捉えがちであったが、Aさん・Bさんの意味世界を改めて聞いたことにより、Aさん・Bさんに対しての信頼感が生まれ、Aさんの望む意向についてある程度沿いながら、長男の養育の補助といった面で積極的になることができた。

以上の変化を『『利用者主体』を包有した『合意形成』』という観点から、『『揺らぎ』に基づく合意形成』による「合意形成」前後で比較したものが図1となる。このようにソーシャルワーカーが「揺らぎ」を意識し、それぞれの意味世界を補完しながら、Aさん・Bさん・Aさんの両親のそれぞれの意味世界が尊重され否定されることなく共有された結果として、多様な意味世界を包有した協働が可能となったと考えられる。その上で、関係機関からの情報提供も踏まえ、全ての参加者が合意できる今後の方向性が「創発」され、さらには今回の合意が絶対的なものではなく今後も意味世界の共有を図りながら随時修正をさせていくことの合意をすることも可能となった。このことはAさん・Bさん・Aさんの両親、ソーシャルワーカー・関係機関も含めた当事者支援システム内のそれぞれの意味世界が尊重された「合意形成」と言え、『『利用者主体』を包有した『合意形成』』が行われたと言える。

6. 結論と今後の課題

以上の事例検討から、本事例では、「養育不安」「前夫や原家族との関係

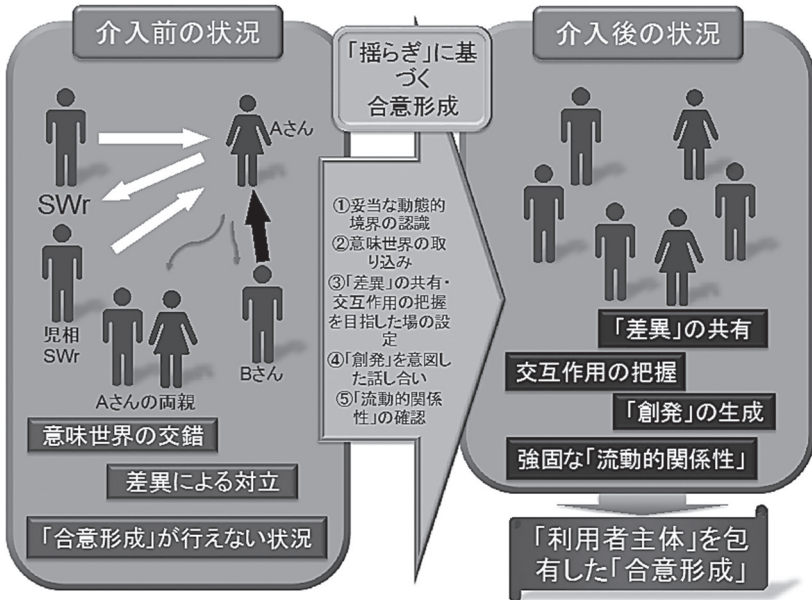


図1 「『揺らぎ』に基づく合意形成」介入前後の比較

不調」「貧困」などの問題を抱えた母子家庭への支援において、「意味世界の取り込み」「差異の共有」「創発」「流動性の保持」を意図した『揺らぎ』に基づく合意形成』による協働を行うことで、「利用者主体」を包有した「合意形成」をすることが可能となった「パターン適合」が確認でき、本事例のソーシャルワーク実践において『揺らぎ』に基づく合意形成』が有用な実践モデルである可能性が示唆された。

しかし本研究で取り上げた「パターン適合」の分析手法自体が「予測されたパターンと実際のパターンを根本的に比較する定量的また統計的基準はまったくないのである。～このようにパターン適合は正確さを欠いているために、研究者側に解釈の自由裁量が認められる。」(Yin = 1996, 147) とされているように、客観性の担保といった面では説得力が弱い研究手法である。本研究では、当事者や関係機関に解釈の妥当性を確認することや、外部機関の研究者・ソーシャルワーカーとともに事例検討を行うことで、極力解釈の妥当性の確保には努めているが、客観性の担保につい

ては今後の大きな課題であると言える。この点に関しては、Yin (1994) は、「パターン適合」が否定される事例も含めて複数の事例研究を行うことで妥当性を高められるとしており、今後も否定される事例を含めて事例研究の数を増やしていきながら、仮説の精緻及び修正を行っていくことでより有用なソーシャルワーク実践モデルの構築を目指していきたいと考える。

参考文献

- 平山 尚・武田 丈・藤井美和 (2002) 『ソーシャルワーク実践の評価方法』 中央法規
- 岩間伸之 (2008) 『支援困難事例へのアプローチ』 メディカルレビュー社
- 久保田純 (2013) 「ソーシャルワーク実践での『パートナーシップ形成』における『専門職としての揺らぎ』の検証：不安定な養育環境の母子家庭への支援経過からの考察」 『ソーシャルワーク研究』 39 (3), 68-74.
- 久保田純 (2014) 「ソーシャルワーク実践における『ソーシャルワーカーークライアント関係』－『非対称性』が存在する中での『利用者主体』に向けた実践とは－」 『東洋大学大学院紀要』 第51集, 95-113.
- 久保田純 (2017) 「地域で暮らす母子家庭へのソーシャルワークにおける『支援リゾームの形成』」 『社会福祉学』 58-1, 86-98.
- 久保田純・村松愛子・國吉安紀子ほか (2011) 「ソーシャルワークにおける『専門職としての揺らぎ』：子どものネグレクトを抱える世帯への支援」 『ソーシャルワーク研究』 37 (3), 67-74.
- 根本博司 (2000) 「理論構築のための事例研究の方法」 『ソーシャルワーク研究』 26 (1), 11-18.
- 岡田朋子 (2011) 「ソーシャルワーク実践と研究の融合」 『ソーシャルワーク学会誌』 23, 33-43
- 佐藤豊道 (2001) 『ジェネラリスト・ソーシャルワーク研究 人間：環境：時間：空間の交互作用』 川島書店
- 新保祐光 (2014) 『退院支援のソーシャルワーカー当事者支援システムにおける「状況的価値」の形成』 相川書房
- Yin, R. K. (1994) *Case Study Research*. Sage Publications. (=1996, 近藤公彦訳 『ケース・スタディの方法』 千倉書房)